

令和 7 年
1 2 月高浜市議会定例会
参考資料（追加分）

目 次

種類・番号	件 名	頁
議案第 79 号	高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	3
議案第 80 号	高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	
議案第 81 号	高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について	6

議案第79号関係

高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表

改	正	後	改	正	前
<p>・第1条による改正 (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額に、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してその議員報酬月額の100分の45の額を加算した額を基礎として<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p>			<p>・第1条による改正 (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額に、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してその議員報酬月額の100分の45の額を加算した額を基礎として<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。</p>		
<p>・第2条による改正 (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額に、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してその議員報酬月額の100分の45の額を加算した額を基礎として<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p>			<p>・第2条による改正 (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額に、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してその議員報酬月額の100分の45の額を加算した額を基礎として<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p>		

議案第80号関係

高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

改	正	後	改	正	前
・第1条による改正 (期末手当)			・第1条による改正 (期末手当)		
第4条 略			第4条 略		
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額とする。			2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額とする。		
3 略			3 略		
・第2条による改正 (期末手当)			・第2条による改正 (期末手当)		
第4条 略			第4条 略		
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額とする。			2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額とする。		
3 略			3 略		

議案第79号及び第80号概要資料

高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正 及び高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正 の概要について

1 改正理由

国において、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定するために、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」が12月8日に閣議決定された。このことを受け、本市においても同様の取り扱いとするために改正するものである。

2 改正内容

(1) 期末手当の改正

議員及び常勤特別職（市長・副市長・教育長）の期末手当支給割合を次のとおり引上げる。（3. 45月分→3. 50月分）

① 令和7年度の期末手当支給割合

（第1条改正：公布の日施行、令和7年12月1日適用）（単位：月）

6月期の期末手当	12月期の期末手当	年間支給月数
1.725	1.725→1.775	3.45→3.50

※第1条では、12月期の期末手当を0.05月引上げ、支給割合を1.775月とする。これにより年間支給月数は3.50月分となる。

② 令和8年度以降の期末手当支給割合

（第2条改正：令和8年4月1日施行）（単位：月）

6月期の期末手当	12月期の期末手当	年間支給月数
1.75	1.75	3.50

※第2条では、第1条で引上げた年間支給月数3.50月分を、6月期及び12月期で平準化するため、期末手当支給割合を1.75月分とする。

議案第81号関係

高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正新旧対照表

改	正	後	改	正	前
・第1条による改正（高浜市職員の給与に関する条例の一部改正） (通勤手当)			・第1条による改正（高浜市職員の給与に関する条例の一部改正） (通勤手当)		
第15条 略			第15条 略		
2 略			2 略		
(1)及び(2) 略			(1)及び(2) 略		
(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未 満の者 <u>7, 300円</u>			(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未 満の者 <u>7, 100円</u>		
(4) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未 満の者 <u>10, 400円</u>			(4) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未 満の者 <u>10, 000円</u>		
(5) 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未 満の者 <u>13, 500円</u>			(5) 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未 満の者 <u>12, 900円</u>		
(6) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未 満の者 <u>16, 600円</u>			(6) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未 満の者 <u>15, 800円</u>		
(7) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未 満の者 <u>19, 700円</u>			(7) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未 満の者 <u>18, 700円</u>		
(8) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未 満の者 <u>22, 800円</u>			(8) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未 満の者 <u>21, 600円</u>		
(9) 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未 満の者 <u>25, 900円</u>			(9) 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未 満の者 <u>24, 400円</u>		

- (10) 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満の者 29, 100円
- (11) 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満の者 32, 300円
- (12) 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満の者 35, 500円
- (13) 通勤距離が片道60キロメートル以上の者 38, 700円

(14) 及び(15) 略
(宿日直手当)

第19条 略

2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき、4, 700円を超えない範囲内において市長が規則で定める額とする。

3 略
(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の

- (10) 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満の者 26, 200円
- (11) 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満の者 28, 000円
- (12) 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満の者 29, 800円
- (13) 通勤距離が片道60キロメートル以上の者 31, 600円

(14) 及び(15) 略
(宿日直手当)

第19条 略

2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき、4, 400円を超えない範囲内において市長が規則で定める額とする。

3 略
(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の

72.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第21条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～6 略

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給		給料 月額							

70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第21条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 略

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給		給料 月額							

定年 前 再 任	1	円	円	円	円	円	円	円	円
		195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
用 短 時 間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
勤 務 職 員	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
以外 の 職 員	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
以外 の 職 員	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
以外 の 職 員	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
以外 の 職 員	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	

定年 前 再 任	1	円	円	円	円	円	円	円	円	
		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	
用 短 時 間	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	
勤 務 職 員	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	
以外 の 職 員	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
以外 の 職 員	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
以外 の 職 員	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
3 0	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
3 4	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
3 8	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			

3 9	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200		
4 0	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500		
4 1	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		
4 2	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		
4 3	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
4 4	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
4 5	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
4 6	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
4 7	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
4 8	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
4 9	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
5 0	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
5 1	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
5 2	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
5 3	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
5 4	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
5 5	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			
5 6	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			
5 7	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
5 8	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
5 9	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
6 0	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
6 1	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
6 2	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
6 3	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
6 4	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
6 5	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
6 6	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
6 7	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
6 8	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
6 9	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
7 0	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
7 1	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
7 2	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
7 3	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
7 4	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
7 5	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
7 6	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
7 7	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				

3 9	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000		
4 0	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300		
4 1	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600		
4 2	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000		
4 3	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300		
4 4	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600		
4 5	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900		
4 6	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700			
4 7	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000			
4 8	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300			
4 9	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500			
5 0	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800			
5 1	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100			
5 2	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400			
5 3	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600			
5 4	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900			
5 5	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200			
5 6	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500			
5 7	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700			
5 8	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000			
5 9	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300			
6 0	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500			
6 1	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700			
6 2	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000			
6 3	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300			
6 4	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500			
6 5	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700			
6 6	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000			
6 7	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300			
6 8	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500			
6 9	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700			
7 0	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000			
7 1	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300			
7 2	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500			
7 3	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700			
7 4	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500				
7 5	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800				
7 6	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000				
7 7	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200				

7 8	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
7 9	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
8 0	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
8 1	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
8 2	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
8 3	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
8 4	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
8 5	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
8 6	266, 200	305, 800	355, 700					
8 7	266, 500	306, 100	356, 100					
8 8	266, 800	306, 400	356, 500					
8 9	267, 100	306, 700	356, 700					
9 0	267, 400	307, 000	357, 100					
9 1	267, 700	307, 300	357, 500					
9 2	268, 000	307, 600	357, 900					
9 3	268, 300	307, 800	358, 100					
9 4		308, 000	358, 400					
9 5		308, 300	358, 800					
9 6		308, 700	359, 100					
9 7		308, 900	359, 400					
9 8		309, 200	359, 800					
9 9		309, 500	360, 200					
1 0 0		309, 900	360, 600					
1 0 1		310, 100	361, 100					
1 0 2		310, 400	361, 500					
1 0 3		310, 700	361, 900					
1 0 4		311, 000	362, 300					
1 0 5		311, 200	362, 800					
1 0 6		311, 500	363, 200					
1 0 7		311, 800	363, 500					
1 0 8		312, 100	363, 800					
1 0 9		312, 300	364, 200					
1 1 0		312, 600						
1 1 1		313, 000						
1 1 2		313, 300						
1 1 3		313, 500						
1 1 4		313, 700						
1 1 5		314, 000						
1 1 6		314, 400						

7 8	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
7 9	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
8 0	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
8 1	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
8 2	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
8 3	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
8 4	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
8 5	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
8 6	256, 000	297, 100	346, 000					
8 7	256, 300	297, 400	346, 400					
8 8	256, 600	297, 700	346, 800					
8 9	256, 900	298, 000	347, 000					
9 0	257, 200	298, 300	347, 400					
9 1	257, 500	298, 600	347, 800					
9 2	257, 800	299, 000	348, 200					
9 3	258, 100	299, 200	348, 400					
9 4		299, 400	348, 800					
9 5		299, 700	349, 200					
9 6		300, 100	349, 500					
9 7		300, 300	349, 800					
9 8		300, 600	350, 200					
9 9		301, 000	350, 600					
1 0 0		301, 400	351, 000					
1 0 1		301, 600	351, 500					
1 0 2		301, 900	351, 900					
1 0 3		302, 200	352, 300					
1 0 4		302, 500	352, 700					
1 0 5		302, 700	353, 200					
1 0 6		303, 000	353, 600					
1 0 7		303, 300	353, 900					
1 0 8		303, 600	354, 200					
1 0 9		303, 800	354, 700					
1 1 0		304, 200						
1 1 1		304, 600						
1 1 2		304, 900						
1 1 3		305, 100						
1 1 4		305, 300						
1 1 5		305, 600						
1 1 6		306, 000						

1 1 7	314, 600							
1 1 8	314, 800							
1 1 9	315, 100							
1 2 0	315, 400							
1 2 1	315, 700							
1 2 2	315, 900							
1 2 3	316, 200							
1 2 4	316, 500							
1 2 5	316, 800							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額 員							
	円 員							
	200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

- ・第2条による改正（高浜市職員の給与に関する条例の一部改正）
(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 略

1 1 7	306, 200							
1 1 8	306, 400							
1 1 9	306, 700							
1 2 0	307, 000							
1 2 1	307, 400							
1 2 2	307, 600							
1 2 3	307, 900							
1 2 4	308, 200							
1 2 5	308, 500							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額 員							
	円 員							
	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

- ・第2条による改正（高浜市職員の給与に関する条例の一部改正）
(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第21条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～6 略

- ・第3条による改正（高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

別表第1（第4条関係）

給料表

職種	職務の級	<u>1級</u>	<u>2級</u>
----	------	-----------	-----------

(勤勉手当)

第21条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～6 略

- ・第3条による改正（高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

別表第1（第4条関係）

給料表

職種	職務の級	<u>1級</u>	<u>2級</u>
----	------	-----------	-----------

	号給	給料月額	給料月額
1 一般行政事務（他の職種の区分の適用を受けない者を含む。）、保育士教諭職	<u>1</u>	1 9 5, 8 0 0 円	
	<u>2</u>	1 9 6, 9 0 0 円	
	<u>3</u>	1 9 8, 1 0 0 円	
	<u>4</u>	1 9 9, 2 0 0 円	
	<u>5</u>	2 0 0, 3 0 0 円	
	<u>6</u>	2 0 2, 0 0 0 円	
	<u>7</u>	2 0 3, 6 0 0 円	
	<u>8</u>	2 0 5, 2 0 0 円	
	<u>9</u>	2 0 6, 7 0 0 円	
	<u>10</u>	2 0 8, 4 0 0 円	
	<u>11</u>	2 1 0, 0 0 0 円	
	<u>12</u>	2 1 1, 6 0 0 円	
	<u>13</u>	2 1 3, 1 0 0 円	
	<u>14</u>	2 1 4, 8 0 0 円	
	<u>15</u>	2 1 6, 5 0 0 円	
	<u>16</u>	2 1 8, 2 0 0 円	
	<u>17</u>	2 1 9, 4 0 0 円	
	<u>18</u>	2 2 1, 0 0 0 円	
	<u>19</u>	2 2 2, 6 0 0 円	
	<u>20</u>	2 2 4, 1 0 0 円	
	<u>21</u>	2 2 5, 6 0 0 円	
2 家庭児童相談員その他のフルタイム会	<u>1</u>	2 4 2, 0 0 0 円	
	<u>2</u>	2 4 3, 3 0 0 円	

	号給	給料月額	給料月額
1 一般行政事務（他の職種の区分の適用を受けない者を含む。）、保育士教諭職	<u>1</u>	1 8 3, 5 0 0 円	
	<u>2</u>	1 8 4, 6 0 0 円	
	<u>3</u>	1 8 5, 8 0 0 円	
	<u>4</u>	1 8 6, 9 0 0 円	
	<u>5</u>	1 8 8, 0 0 0 円	
	<u>6</u>	1 8 9, 7 0 0 円	
	<u>7</u>	1 9 1, 3 0 0 円	
	<u>8</u>	1 9 2, 9 0 0 円	
	<u>9</u>	1 9 4, 5 0 0 円	
	<u>10</u>	1 9 6, 2 0 0 円	
	<u>11</u>	1 9 7, 8 0 0 円	
	<u>12</u>	1 9 9, 4 0 0 円	
	<u>13</u>	2 0 1, 0 0 0 円	
	<u>14</u>	2 0 2, 7 0 0 円	
	<u>15</u>	2 0 4, 4 0 0 円	
	<u>16</u>	2 0 6, 1 0 0 円	
	<u>17</u>	2 0 7, 4 0 0 円	
	<u>18</u>	2 0 9, 0 0 0 円	
	<u>19</u>	2 1 0, 6 0 0 円	
	<u>20</u>	2 1 2, 1 0 0 円	
	<u>21</u>	2 1 3, 6 0 0 円	
2 家庭児童相談員その他のフルタイム会	<u>1</u>	2 3 0, 0 0 0 円	
	<u>2</u>	2 3 1, 5 0 0 円	

<p>計年度任用職員で市 長が規則で定めるも の</p>	<u>3</u>	2 4 4, 7 0 0 円	<p>計年度任用職員で市 長が規則で定めるも の</p>	<u>3</u>	2 3 3, 0 0 0 円
	<u>4</u>	2 4 6, 1 0 0 円		<u>4</u>	2 3 4, 5 0 0 円
	<u>5</u>	2 4 7, 5 0 0 円		<u>5</u>	2 3 6, 0 0 0 円
	<u>6</u>	2 4 8, 9 0 0 円		<u>6</u>	2 3 7, 5 0 0 円
	<u>7</u>	2 5 0, 3 0 0 円		<u>7</u>	2 3 9, 0 0 0 円
	<u>8</u>	2 5 1, 7 0 0 円		<u>8</u>	2 4 0, 5 0 0 円
	<u>9</u>	2 5 3, 1 0 0 円		<u>9</u>	2 4 2, 0 0 0 円
	<u>10</u>	2 5 4, 3 0 0 円		<u>10</u>	2 4 3, 4 0 0 円
	<u>11</u>	2 5 5, 6 0 0 円		<u>11</u>	2 4 4, 8 0 0 円
	<u>12</u>	2 5 6, 9 0 0 円		<u>12</u>	2 4 6, 2 0 0 円
	<u>13</u>	2 5 8, 1 0 0 円		<u>13</u>	2 4 7, 4 0 0 円
	<u>14</u>	2 5 9, 3 0 0 円		<u>14</u>	2 4 8, 6 0 0 円
	<u>15</u>	2 6 0, 5 0 0 円		<u>15</u>	2 4 9, 8 0 0 円
	<u>16</u>	2 6 1, 7 0 0 円		<u>16</u>	2 5 1, 0 0 0 円
	<u>17</u>	2 6 2, 8 0 0 円		<u>17</u>	2 5 2, 1 0 0 円
	<u>18</u>	2 6 3, 9 0 0 円		<u>18</u>	2 5 3, 2 0 0 円
	<u>19</u>	2 6 5, 0 0 0 円		<u>19</u>	2 5 4, 3 0 0 円
	<u>20</u>	2 6 6, 1 0 0 円		<u>20</u>	2 5 5, 4 0 0 円
	<u>21</u>	2 6 7, 0 0 0 円		<u>21</u>	2 5 6, 4 0 0 円
	<u>22</u>	2 6 8, 0 0 0 円		<u>22</u>	2 5 7, 4 0 0 円
	<u>23</u>	2 6 9, 0 0 0 円		<u>23</u>	2 5 8, 4 0 0 円
3 外国人児童生徒の 通訳者その他のフル タイム会計年度任用	<u>1</u>	3 1 5, 7 0 0 円	3 外国人児童生徒の 通訳者その他のフル タイム会計年度任用	<u>1</u>	3 0 7, 4 0 0 円
	<u>2</u>	3 1 5, 9 0 0 円		<u>2</u>	3 0 7, 6 0 0 円
	<u>3</u>	3 1 6, 2 0 0 円		<u>3</u>	3 0 7, 9 0 0 円

職員で市長が規則で定めるもの	<u>4</u>	3 1 6 , 5 0 0 円		職員で市長が規則で定めるもの	<u>4</u>	3 0 8 , 2 0 0 円	
	<u>5</u>	3 1 6 , 8 0 0 円			<u>5</u>	3 0 8 , 5 0 0 円	
4 保健師、助産師、看護師、准看護師	<u>1</u>	2 4 3 , 4 0 0 円	2 6 3 , 4 0 0 円	4 保健師、助産師、看護師、准看護師	<u>1</u>	2 2 9 , 6 0 0 円	2 4 9 , 4 0 0 円
	<u>2</u>	2 4 5 , 4 0 0 円	2 6 4 , 4 0 0 円		<u>2</u>	2 3 1 , 6 0 0 円	2 5 0 , 4 0 0 円
	<u>3</u>	2 4 7 , 4 0 0 円	2 6 5 , 2 0 0 円		<u>3</u>	2 3 3 , 6 0 0 円	2 5 1 , 3 0 0 円
	<u>4</u>	2 4 9 , 4 0 0 円	2 6 6 , 1 0 0 円		<u>4</u>	2 3 5 , 6 0 0 円	2 5 2 , 2 0 0 円
	<u>5</u>	2 5 1 , 4 0 0 円	2 6 6 , 9 0 0 円		<u>5</u>	2 3 7 , 6 0 0 円	2 5 3 , 1 0 0 円
	<u>6</u>		2 6 8 , 0 0 0 円		<u>6</u>		2 5 4 , 3 0 0 円
	<u>7</u>		2 6 9 , 1 0 0 円		<u>7</u>		2 5 5 , 4 0 0 円
	<u>8</u>		2 7 0 , 0 0 0 円		<u>8</u>		2 5 6 , 3 0 0 円
	<u>9</u>		2 7 0 , 8 0 0 円		<u>9</u>		2 5 7 , 1 0 0 円
	<u>10</u>		2 7 1 , 5 0 0 円		<u>10</u>		2 5 7 , 8 0 0 円
	<u>11</u>		2 7 2 , 2 0 0 円		<u>11</u>		2 5 8 , 5 0 0 円
	<u>12</u>		2 7 3 , 0 0 0 円		<u>12</u>		2 5 9 , 4 0 0 円
	<u>13</u>		2 7 4 , 1 0 0 円		<u>13</u>		2 6 0 , 5 0 0 円

・第4条による改正（高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

（給与に関する特例）

第8条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	4 0 5 , 0 0 0 円
2	4 5 5 , 0 0 0 円

・第4条による改正（高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

（給与に関する特例）

第8条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	3 9 2 , 0 0 0 円
2	4 4 0 , 0 0 0 円

3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円

2 及び 3 略

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項及び第5項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年高浜市条例第31号。第20条第5項において「任期付職員条例」という。）第2条の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第2項中「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務が主任級以上であるもの」とあるのは「任期付職員条例第8条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、「役職段階、職務の級等」とあるのは「職務の複雑、困難及び責任の度等」と、給与条例第21条第2項中「支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員に支給する勤勉

3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円

2 及び 3 略

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項及び第5項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年高浜市条例第31号。第20条第5項において「任期付職員条例」という。）第2条の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第2項中「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務が主任級以上であるもの」とあるのは「任期付職員条例第8条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、「役職段階、職務の級等」とあるのは「職務の複雑、困難及び責任の度等」と、給与条例第21条第2項中「支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員に支給する勤勉

手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の90を乗じて得た額の総額」とする。

3 及び 4 略

- ・第5条による改正（高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
(給与条例の適用除外等)

第10条 略

- 2 特定期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項及び第5項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年高浜市条例第31号。第20条第5項において「任期付職員条例」という。）第2条の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第2項中「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務が主任級以上であるもの」とあるのは「任期付職員条例第8条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、「役職段階、職務の級等」とあるのは「職務の複雑、困難及び責任の度等」と、給与条例第21条第2項中「支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定め

手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額」とする。

3 及び 4 略

- ・第5条による改正（高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
(給与条例の適用除外等)

第10条 略

- 2 特定期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項及び第5項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年高浜市条例第31号。第20条第5項において「任期付職員条例」という。）第2条の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第2項中「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務が主任級以上であるもの」とあるのは「任期付職員条例第8条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、「役職段階、職務の級等」とあるのは「職務の複雑、困難及び責任の度等」と、給与条例第21条第2項中「支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定め

る額」とあるのは「高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員に支給する勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の88.75を乗じて得た額の総額」とする。

3及び4 略

る額」とあるのは「高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員に支給する勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の90_____を乗じて得た額の総額」とする。

3及び4 略

高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正の概要について

1 人事院勧告

人事院は、本年8月7日に国会と内閣に対し、給与改定についての勧告を行い、政府において、勧告どおりの内容とする「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」が12月8日に閣議決定された。本市においても、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、本年4月の民間給与との比較に基づく給与改定について勧告どおりに改正するものである。

令和7年の勧告内容

～若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても月例給を引上げ、ボーナスを0.05月分引上げ～

（1）月例給の引上げ（民間給与との較差〈15,014円、3.62%〉）

初任給は、民間との間に差があること等を踏まえ、大卒初任給を12,000円、高卒初任給を12,300円引上げ。

平均改定率

全体：3.3%

（1級：5.2%、2級：4.2%、3級：3.4%、4級：2.9%、5～8級：2.8%）

（2）期末・勤勉手当の引上げ（0.05月分）

民間の支給状況に見合うようボーナスの年間支給月数を4.60月分から4.65月分に改定。

（3）通勤手当の引上げ

自動車等使用者に対する通勤手当の額を、自動車等の使用距離の区分に応じ改定。

〈月例給及び通勤手当は令和7年4月、期末・勤勉手当は令和7年12月から適用〉

2 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条及び第2条関係）

（1）行政職給料表の改正（公布の日施行、令和7年4月1日適用）

給料表を平均3.20%引上げ。特に若年層に重点を置きながら、その他の職員についても給料表を引上げる。

（2）期末・勤勉手当の改正

年間の支給月数を民間の支給割合に見合うように引上げる。（4.60月分→4.65月分（再任用職員：2.40月分→2.45月分））

① 令和7年度の期末・勤勉手当支給割合（第1条改正：公布の日施行、令和7年12月1日適用）

（単位：月）

	6月期		12月期		年間支給月数
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
再任用職員以外	1.25	1.05	1.25→1.275	1.05→1.075	4.60→4.65
再任用職員	0.7	0.5	0.7→0.725	0.5→0.525	2.40→2.45

*第1条では、再任用職員以外の12月期の期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月分（再任用職員も0.025月分）引上げる。これにより、期末・勤勉手当の年間支給月数は、再任用職員以外は4.65月分（再任用職員は2.45月分）となる。

② 令和8年度以降の期末・勤勉手当支給割合（第2条改正：令和8年4月1日施行）

（単位：月）

	6月期		12月期		年間支給月数
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
再任用職員以外	1.2625	1.0625	1.2625	1.0625	4.65
再任用職員	0.7125	0.5125	0.7125	0.5125	2.45

*第2条では、第1条で引上げた再任用職員以外の年間支給月数4.65月分（再任用職員は2.45月分）を6月期及び12月期で平準化するため、期末手当支給割合を再任用職員以外は1.2625月分（再任用職員は0.7125月分）とし、勤勉手当支給割合を再任用職員以外は、1.0625月分（再任用職員は0.5125月分）とする。

(3) 通勤手当の改正（公布の日施行、令和7年4月1日適用）

自動車等使用者に対する通勤手当の額を次のとおり引上げる。

距 離	改正後	改正前
片道10km以上15km未満	7,300円	7,100円
片道15km以上20km未満	10,400円	10,000円
片道20km以上25km未満	13,500円	12,900円
片道25km以上30km未満	16,600円	15,800円
片道30km以上35km未満	19,700円	18,700円
片道35km以上40km未満	22,800円	21,600円
片道40km以上45km未満	25,900円	24,400円
片道45km以上50km未満	29,100円	26,200円
片道50km以上55km未満	32,300円	28,000円
片道55km以上60km未満	35,500円	29,800円
片道60km以上	38,700円	31,600円

3 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第3条関係）

(1) 給料表の改正（公布の日施行、令和7年4月1日適用）

行政職給料表の改正に伴い、同表を準用する会計年度任用職員給料表を引上げる。

- 主な職種の時間単価

主な職種	改正後	改正前
事務補助、保育補助	1,299円～1,329円	1,217円～1,247円
保育士、幼稚園教諭	1,455円～1,497円	1,376円～1,417円
保健師、助産師	1,797円～1,818円	1,706円～1,728円

4 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条及び第5条関係）

（1）給料表の改正（公布の日施行、令和7年4月1日適用）

特定任期付職員に係る給料表を次のとおり引上げる。

号給	改正後	改正前
1	405,000円	392,000円
2	455,000円	440,000円
3	508,000円	492,000円
4	574,000円	555,000円
5	655,000円	634,000円

（2）期末・勤勉手当の改正

年間の支給月数を民間の支給割合に見合うように引上げる。（3.65月分→3.7月分）

① 令和7年度の期末・勤勉手当支給割合（第4条関係：公布の日施行、令和7年12月1日適用）

（単位：月）

	6月期		12月期		年間支給月数
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
特定任期付	0.95	0.875	0.95→0.975	0.875→0.9	3.65→3.7

*第4条では、12月期の期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月分引上げる。これにより、期末・勤勉手当の年間支給月数は、3.7月分となる。

② 令和8年度以降の期末・勤勉手当支給割合（第5条関係：令和8年4月1日施行）

（単位：月）

	6月期		12月期		年間支給月数
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
特定任期付	0.9625	0.8875	0.9625	0.8875	3.7

*第5条では、第4条で引上げた年間支給月数3.7月分を6月期及び12月期で平準化するため、期末手当支給割合を0.9625月分とし、勤勉手当支給割合は、0.8875月分とする。